

第11回千葉市屋外広告物審議会会議録

- 1 日 時： 平成21年5月12日（火）午後2時00分～午後3時45分
- 2 場 所： 千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗
- 3 出席者： （委員）
家永委員、北原委員、鈴木委員、田口委員、近田委員
松田委員、村岡委員、岩木委員、千葉委員、
（事務局）
都市部技監、都市計画課長、都市景観デザイン室長、都市計画課主幹
都市景観デザイン室
建設局土木部維持管理課主幹、管理係

4 議事の概要

- (1) 会長、副会長の選任、会議録署名人の指名
委員の互選により北原委員が会長、家永委員が副会長にそれぞれ選任された。
北原会長より、岩木委員、村岡委員が会議録署名人に指名された。
- (2) 報告事項「バス停留所上屋添加広告物について」
「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする
広告物の道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日付け国道利
第22号）
「その他」

5 会議経過

- (1) 会長、副会長の選任、会議録署名人の指名
委員の互選により北原委員が会長、家永委員が副会長にそれぞれ選任された。
北原会長より、岩木委員、村岡委員が会議録署名人に指名された。

事務局： それでは、定刻になりましたので、ただいまより第11回千葉市屋外広告物審議会を開催いたします。

本日ご出席の委員は、11名中9名でございます。

過半数に達しております。千葉市屋外広告物条例施行規則第25条第2項によりまして、本審議会は成立しております。

本日は、公開会議とさせていただきます。

なお、本日の屋外広告物審議会の開催に当たりまして、ケーブルネットワークちばさんから審議会の冒頭の模様を撮影したいという申し出がございました。ご了承をお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、千葉市都市部技監印藤よりごあいさつ申し上げます。

事務局： 都市部技監の印藤と申します。都市部長が出席できませんので、都市部長に代わりまして一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、千葉市屋外広告物審議会委員へのご就任並びに本日ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また日ごろより、千葉市に多大なるご支援とご協力を賜り心より感謝いたします。

さて、地方自治体を取り巻く環境は、大きく変化をしております。今まで以上に、実勢や事実性のある都市運営のもとに、地域の特長を生かした個性のあるまちづくりを進め、魅力と活力のある安心で安全なまちをつくることが求められております。地域の特長を生かした個性あるまちづくりを進めていく上でも、屋外広告物の役割は広告、誘導サインとしての役割に加えて、にぎわいの創出や環境形成を演出する要素として、さらに重要なものになると考えております。また、現在の屋外広告物の条例や規則では、想定していないような広告物も出てくると考えられます。

つきましては、委員の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

なお、本日の議題は、会長の選出並びに公共空間における新しい広告の形態として、バス停留所上屋添加広告物についてなどの報告事項でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

事務局： それでは、第9期の委員として委嘱させていただいている方々の、ご紹介をさせていただきます。

なお、紹介順と座席につきましては、お手元の委員名簿の順でございます。また委員名簿の役職につきましては、平成20年12月1日の委嘱時における役職となっております。変更が生じております委員の方には、後日事務局ま

でご一報いただきたいと存じます。よろしくお願いいいたします。
それでは、ご紹介いたします。

【審議会委員主席者紹介】

引き続き、事務局の紹介をさせていただきます。

【事務局側出席者紹介】

さて、先ほど申しましたように、本日は、第9期の委嘱後初めての開催でございます。今回開催の趣旨といたしまして、会長、副会長の選出をお願いいたします。

千葉県屋外広告物条例施行規則第24条に、会長、副会長は委員の互選によって定めることとなっております。また、同条例施行規則第25条では、会長が議長を務めることとされております。そこで、事務局といたしまして、会長が決まるまでの間、印藤技監に仮議長になっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

事務局： ありがとうございます。

それでは、印藤技監お願いいいたします。よろしくお願いいいたします。

仮議長： それでは、早速ではございますが、会長の選出に入りたいと思います。ご異議がなければ、指名推薦の方法によって選出したいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

事務局： よろしいでしょうか。

それでは、指名推薦の方法によりまして、会長の選出をいたします。
どなたかご指名がございませうか。

岩木委員： 北原委員さんをお願いしたいと思います。

仮議長： ただいま北原委員の推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

仮議長： ご賛同をいただきましたので、当審議会の会長を北原委員をお願いしたい
と思います。よろしくお願いいいたします。

それでは、会長をかわりたいと思います。皆さんご協力ありがとうございました。

事務局： ありがとうございます。

それでは、北原会長、議長席へ着いていただきまして、ごあいさつをお願いいたします。

会 長： ご指名をいただきました北原です。座ったままで失礼をさせていただきます

す。

屋外広告物の審議会も条例ができて18年になります。最近は比較的、ルーチンワーク的な審議事項が多くて、そういう意味では、安定しているのかなという気もいたしますが、一方で、以前、バスやモノレールの車体に掲示する広告の議題がございましたが、また今回は、バスのシェルターがしゃれたデザインになって、そこに広告物を掲出されるというような新しい動きが次々に出てきています。そういう中で、必要な情報、有意義な情報を、できるだけ質の高い形で掲出し、さらには、都市景観審議会とも連携して、都市景観の向上にも資するような、そういった屋外広告物のあり方を、委員の皆様のお力をお借りしながら千葉市として推進していく、そういう一助に審議会がなれるといいなと思っております。非力ではございますが会長を務めさせていただきます。よろしく力添えのほどをお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、北原会長に副会長の選出につきまして議事進行のお願いをしたいと思っております。

会長： それでは、副会長の指名ですが、会長選出と同様に、指名推薦の方法によって選出したいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

会長： それでは、指名推薦の方法によって副会長を選出します。どなたかご推薦をいただける方いらっしゃいますか。

村岡委員： 家永委員さんをお願いしたいと思います。

会長： 家永委員さんの推薦というご発言がございましたがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

会長： どうもありがとうございます。それでは、副会長は家永委員にお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。それでは、副会長になりました家永委員さんに、ごあいさつをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

家永委員： 大役を仰せつかりまして恐縮ですけれども、微力ながら、北原会長と協力させていただいて、お役に立たせていただけたら幸いと存じます。よろしくお願いいたします。

会長： よろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、ここで本日の資料を確認させていただきたいと思っております。

事前に送付しております資料につきまして、本日、お持ちいただくようお願いしてございますが、もしお持ちでない場合は、事務局で用意してござい

ます。お申しつけいただければと思います。

それでは、事前に送付しております資料を確認させていただきます。

まず、第11回千葉市屋外広告物審議会資料から、開いていただきますと、次第、委員名簿、席次表がございます。その後、資料1として、報告事項1「バス停留所上屋添加広告物について」、資料2は、報告事項2「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取り扱いについて」ということでございます。続きまして、千葉市屋外広告物条例、続きまして同条例の施行規則でございます。その後、千葉市バス停留所上屋添加広告物デザイン等指導要綱が綴られてございます。

それと、本日お配りしております条例のしおり、「うるおいのあるまちづくり」、それから「千葉市観光ガイドマップ」でございます。この「観光ガイドマップ」でございますが、本日の議題の報告事項の1で使用をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

資料に不足ございませんでしょうか。

それでは、北原会長に本日の議事録署名人の指名をお願いいたしまして、議事に入っていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

会 長： 議事録署名人ですが、岩木委員と村岡委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それではよろしくお願いいたします。

では続いて、議事に入りたいと思います。

今日は、取材の方以外は、特に傍聴の方は、いらっしやいませんね。

事務局： はい。ケーブルネットワークちばさんが途中まで傍聴されるということです。

会 長： はいわかりました。

それでは、傍聴の方は、お配りした傍聴要領をお守りいただき、審議会の進行にご協力のほどをお願いいたします。

もう2年ほど前になるかと思いますが、前回第10回の審議会では、平成17年4月1日の条例改正後の実施状況について、報告事項を中心に開催されました。今回の会議も、特に審議をするという議案はないということですが、平成18年2月21日の第10回の開催以来、大分時間も経過して、千葉市での屋外広告物行政の取組みに進展がございますので、その状況等についてご報告をいただき、ご意見等あれば、是非いただきたいと思います。

それでは、事務局よろしくお願いいたします。

事務局： それでは、報告事項1についてご説明させていただきます。

スクリーンとお手元の資料1をごらんください。

こちらは千葉市で許可し、実際に設置された広告つきバス停留所上屋の状

況になります。

次のスライドは、従来からのバス停留所の上屋の一例と広告付きのものを並べて比較してあります。国内としては、平成15年、岡山市で最初に導入されたと聞いております。

千葉市で事業展開している事業者への聞き取りによりますと、平成21年4月までに20を超える都市で実績があるということです。

また、設置実績の多い都市の横浜市は、平成16年11月から実施し、平成18年度に目標としていた150基が整備完了しているということです。

このような全国的な広がりの中、千葉市は、申請がありました市内9カ所について、今年1月に道路占用を、2月に屋外広告物の許可をしております。3月には、実際に広告つきバス停留所上屋が完成しております。

導入に至った経緯とその設置基準につきましては、今日、同席しております維持管理課からご説明します。

維持管理課： 維持管理課の原でございます。

資料1の4ページをお開きください。

まず、経緯についてですが、国土交通省道路局から、平成15年1月15日付、国道利第25号により、バス停留所上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取り扱いについての通知がありました。

この通知によりまして、広告収入を上屋の整備、または維持管理に要する費用に充当することを目的に、私ども道路管理者から占用許可を受けたバス停留所の上屋に広告を掲出することが可能となりました。

また、この通知を受け、千葉県警本部と協議の上、平成19年4月1日に「道路占用物件としてのバス停留所上屋の設置基準」及び「道路占用物件としてのバス停留所上屋に対する広告物の添加に係る設置基準」を作成したところでございます。これに基づき、先ほど事務局が説明したとおり、市内9カ所の広告つきバス停留所上屋が完成しております。

その後の国の動向といたしましては、国土交通省道路局から、平成20年3月25日付、国道利第23号により、「地域における公共的な取り組みに要する費用の充当を目的とする広告物の道路占用の取り扱いについて」通知されております。

これまで、道路上の広告物については、電柱、消火栓標識、バス停留所上屋等限られた場所において認められておりましたが、この通知により、地域における公共的な取り組みに要する費用への充当を目的として、占用を許可としたものであります。

また、この通知と同時に、バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取り扱いについて千葉市へ通知がなされております。

この通知を受け、平成19年4月に策定した「道路占用物件としてのバス停留所上屋の設置基準」及び「道路占用物件としてのバス停留所上屋に対する広告物の添加に係る設置基準」を今年度中に緩和する予定としております。

次に、現在、市が所有するバス停留所についてご説明します。

右の図ですが、市では、バス事業者によるバス停留所の上屋設置が進んでいませんでしたので、市でも設置し、バス事業者が実施することでバス停留所の上屋設置を推進してまいりました。

しかし、課題としては、市はバス停留所の上屋を推進するものの、バス事業者は、上屋設置が増えるに従い管理費が増加しております。さらには、施設の上屋の老朽化が進んでおります。そこで、先程ご説明したように、広告に関する道路占用許可の緩和を行い、広告物の掲示を可能といたしました。これにより、民間活力を利用し、バス停留所上屋の整備促進を図ってまいります。

効果といたしましては、上屋に係る費用の縮減、きれいなバス停留所を提供できるということでサービスの向上・照明・ベンチにより利便性が向上するものと考えております。

続きまして、5ページをごらんください。

バス停留所の上屋の設置基準及び広告物の添加に係る設置基準をご説明いたします。

まず、バス停留所の上屋の設置基準ですが、壁面を有しない上屋を設置する場合の有効幅は2メートル以上とし、上屋の柱から2メートル以上を確保し、民地と上屋の離隔は50センチ以上としております。また、壁面を有する上屋を設置する場合の有効幅員も2メートル以上とし、壁面端部から2メートル以上確保をいたします。

次に、広告物の添加に係る設置基準ですが、対象は新規かつ壁面を一体的に整備する形態のものに限ります。

まず、設置基準でございますが、設置場所は上屋の壁面に設置すること。

車道から上屋に対して正面の車道側及び左側の壁面以外へ設置すること。

表示面積は1面につき2平米、掲示面は表裏2面に表示する場合を含めて全体で2面以内であること。

次に、広告物の色彩等は、信号機、道路標識に類似し、またこれらの効用を妨げるようなものであってはならないということとしております。

次に、管理基準ですが、上屋を使用する権利はバス事業者が有すること。

広告収入を上屋の整備及び維持管理に要する費用の原資に充当させることなどがあります。

また、道路占用許可の申請については、上屋はバス事業者、添加広告は広

告事業者が行うとしております。

説明は以上でございます。

事務局： 維持管理課から説明がありました、バス停留所上屋に対する広告物の添加に係わる道路占用の取り扱いです。

この道路管理者の改正を受けまして、屋外広告物条例施行規則の取り扱いを検討いたしました。

本来であれば、審議会の場でご意見を聞いた上で改正の手続を進めることがよかったですと思いますが、時間的な制約の中、前期審議会の委員の皆様のアンケートによる貴重な意見を参考にさせていただきながら、各都市の状況を勘案し、基準の整備を検討し、改正をしておりますことを、遅ればせながらご報告させていただきます。

このスライドは、東京都や政令市を中心とした大都市屋外広告物協議会の平成19年度の資料でございます。18都市中13都市が既に導入されていましたが、この時点では千葉市は導入しておりませんでした。ご覧のとおり、各都市の条例上での取り扱いはばらつきがございます。

このような状況の中、千葉市屋外広告物条例及び施行規則では、許可の基準において、バス停留所の上屋に添加される広告物を、想定されていない新たな許可の対象物と考え、法的位置づけをすることにより、取り扱い根拠が明確になるように施行規則の一部改正をすることとしました。

平成20年12月17日施行の、屋外広告物条例施行規則の一部改正の内容についてご説明いたします。

まず、条例上の許可となる部分ですが、停留所上屋に取りつけられた広告物が掲出される本体枠の部分と広告物自体が対象となります。

許可の基準において、想定されていない新たな許可対象物ですので、改正というより、バス停留所の上屋に添加される広告物の基準として別表第1、別表第3の項目の追加となっております。

お手元の資料で条例と施行規則があると思いますが、施行規則のほうの4枚目に別表第1、それから6枚目に別表第3がございますのでご覧いただきたいと思います。

規則の4枚目のところの別表1です。そこの一番下の欄から次のページにかけてですが、一般乗合旅客自動車の停留所（以下「バス停留所」という）の上屋に添加されるものというところがございます。ここに、上屋1基につき2個まで、1表示面積2平米以内と基準に定めております。ただし、第1種地域は条例第7条第3項により、自家用の広告物・道標・案内板、その他公共の目的のあるものみの掲出に限られていますので、通常の広告物、または広告物の掲出する物件を表示し掲出することはできません。許可の期間

は、「土地建物に堅牢に取り付けられている広告板等」と同様に3年以内としています。

参考までに、条例にある広告板の申請手数料を挙げていますが、「広告板等」ということで、条例の変更はございません。

掲出される枠の規格については以上ですが、広告自体の基準として、美観風致を害し、交通の安全を妨げるものでないことが条例・施行規則で許可条件として挙げられますが、表示する内容・デザイン等に踏み込んで、法及び条例で規制することはできません。ただし、掲示される広告物デザイン等は、今まで許可の対象とされていなかった道路という公共空間に掲出されることを踏まえ、都市景観を向上させるすぐれたデザインの誘導のため、広告デザインが変更されるすべての時期において、統一した指導と事務手続を行うため指導要綱を作成いたしました。

主な指導内容につきましては、1. 広告物のデザイン等の規制、2. 自主審査、それから3. としまして、優良な広告物デザインへの誘導となります。

次に、それぞれの手続の流れについてご説明いたします。

まず、スライドのほうの左側の青色のフロー部分になりますが、こちらにつきましては、広告物の許可申請とその審査については、現行の許可申請の手続と何ら変わるものではございません。当然、道路を占用している物件でするので、道路占用許可を受けた後、申請となります。

通常ですと、掲出する物件と、そこに掲出されるものの2つで屋外広告物として申請となりますが、場合によっては、貸し看板のように、広告物などがない状態で提出されるケースも想定されております。

新規に広告を表示しようとする場合や許可期間内にその広告デザインを変更しようとする場合は、右側の赤色のフロー部分になります。広告物デザインの表示・変更について、このような流れで手続をしていきます。

基本的には、事業者自身の自主審査、それと市としての審査、2つのハードルを設けてございます。

市としましては、交通安全の確保や市民感情への配慮・市民保護への配慮（公序良俗に反しない、青少年の射幸心をあおらない、青少年の健全育成）などという点で指導を行っていく所存ですが、実際にそのデザインの質については、職員には専門的知識が不足しておりますので、学識経験者の方のご意見をいただくなどして、指導に充てていきたいと考えております。

先進都市に実情を聞いたところ、2週間で変更というサイクルの枠が常に早いものが多いということですので、時間的にも、予算的にも、手続をする上で無理があると判断しまして、提出されるデザインデータがある程度まとめまして、学識経験者のご意見を聞き、指導に反映していこうと考えており

ます。

冒頭に9カ所と申しましたが、今現在スライドで示しているところ、これが現在の設置状況でございます。バス会社3社の路線において設置がなされております。千葉市内における位置については、お手元に配付しております「千葉市観光ガイドマップ」に3色のシールで示しております。

まず、千葉市観光ガイドブックと書かれている側に、千葉市都心エリアの地図がございます。そのまま開いていただいて①というところに赤色のシールが貼られております。それが京成バスシステムの3カ所となっております。

次に、2つ折りの内側に千葉市全域の地図がございます。黄色のシールが、あすか交通の2カ所、緑色のシールが、平和交通4カ所となっております。

千葉中央地区と美浜地区、稲毛地区、それぞれどんな地域に設置されたかをご参考になればと思い写真にて資料を添付させていただきました。京成バスさんが左上です。あすか交通さんが右上、それから稲毛地区の平和交通さんが下2枚になります。

事業者側に聞き取りをしましたところ、市内初の設置となった9カ所については、まず試行と考え、市民の反応や意見を検証し、場合によっては微調整を踏まえ、今後、千葉市への設置方法の参考にしたいと考えているということでした。

最後になりますが、今後の動向について紹介させていただきます。

現在、国土交通省の基準の緩和に伴い、設置基準も検討をしているということですので、まず概略について、維持管理課から説明がございます。

維持管理課： 資料の13ページをごらんください。今後の動向、1についてご説明いたします。

市内のバスターミナル等の大型バス停留所の上屋の老朽化により建てかえが必要であること。バス停留所の上屋設置を推進するため、歩道の有効幅員確保ができない場所への対応が必要であると考えております。

このことから、次のとおり、広告物の添加に係る設置基準の見直しを考えております。

その内容といたしましては、上屋の大型化による掲示面数の拡大、2面から3面以上です。歩道幅員確保のため、側壁のない上屋の特例として、車道面への広告添加を認めることを考えております。以上でございます。

事務局： ただいま説明がありました道路占用物件の設置基準の緩和に伴い、屋外広告物の規制としては、これからどう対応していくかでございます。

道路管理者では見直しを図っていきたいということですが、現行規則で決めました表示個数については、導入直後ということもあり、市民や地域への影響・景観への影響など、まだ見えないところもございます。

あくまでも上屋1基につき2個を原則としていきたい考えではありますが、道路管理者の厳格な基準において、特に支障がないと認められたものに限り、一部緩和もあるかと考えているところでございます。

施行規則等において、さらなるルールづくりが必要と考えておりますが、ただ、それが果たして、幾つであるのが妥当なのか、どういう状況であれば緩和できるのか苦慮するところでもございます。この場で、審議会の委員の皆さんの忌憚のないご意見をお聞きできればと思います。

次の、「3. 広告付きバス停留所上屋の設置カ所の増加」でございます。現在9カ所で終わるということではなく、許可基準を定めた限り、申請があれば増えていくだろうと想定しております。

以上で、バス停留所上屋添加広告物についてご説明を終わらせていただきます。

会 長： どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明について、意見等ございましたら挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。

写真に並んでいる左側のようなバス停留所が試験的に千葉市内に9カ所設置されているということです。まちを歩かれたり、運転されたりしているときに目にされた方もいらっしゃるかと思いますが。こういったものを、今後さらに数をふやしていくことと、それから写真にある右側のようにかなり長い、今のところは2スパンぐらいのところまでなんですが、3スパン以上のような大きな新型の停留所も出てくる形になるので、そういったところで、もう少し広告の掲出面をふやしていくことも検討したいということなんですが、いかがでしょうか。

近田委員： バス会社が3社あると伺ったんですが、多分、市に住んでいる方はよくわかると思うんですけども、市外から来た人から見ると、何バスがどこの停留所なのかという区別があると尚、良いと思ったんです。それで、よくよくもう一回写真を見ても、側面のところにバスの名前が千葉平和交通とか書いてあるんですけども、むしろ色のほうがよりわかりやすいかなとは思っています。それで、かといって、じゃ色分けされているのかと試してみますと、平和交通と、それから京成バスと似たような色が地色になっていたりしてまして、何か色とか、バスの路線別に変えるような手段があるとなおわかりやすいかなというふうには思いました。

会 長： バス停留所を系統別、会社別等に少し色を使ってはどうかというご意見です。

異論ございませんか。私は若干異論があるんですが。

やっぱり、何かこれはベースだと思うんです。基本的に、停留所そのもの

はニュートラルなものであったほうが良いのではないかな、これがあまり図
となって浮き上がってきちゃまずいんじゃないかなという気もするので。同
格の委員として、今意見を言わせてもらっていますが。

近田委員： 全体を色分けしろというつもりではなくて、側面のところにあすか交通と
か書いてある本当に細長い横長の停留所名表示との面。

会 長： ここのところですね、シールの。

近田委員： ええ、そこですけれどもね。

会 長： 近田委員と私の討論になりそうだけれども、このバス停を見たときに、一
番気になったのはそこなんです。全体にダークブラウンでシンプルにでき
ているんだけど、あそこにぺたっと張ってあるシールの色がすごく私は
気になったんです。むしろ、地とあわせて、地色はダークブラウンにして、
そこに白抜きで文字を出してくれたほうがよっぽどすっきりして綺麗だなと
思ったんですが、ただ、近田委員がおっしゃられるように、会社別の色とか
何かそういうことのほうが利用者にとって便利だとすると。そうだとすると、
それを前提にして少し考えないと、とってつけたようなシールは何かまずい
んじゃないかなという気はするんですが。

ほかの委員の皆さんいかがでしょうか。

近田委員： 実は、千葉市だけではなくて、パブリックな交通手段の場所表示というの
は割とほかの都市でもないがしろにされているんですよ。確かに、すっき
り見えるかもしれないんですけども、どこにバス停があるかというのが
非常に表示が少ないところが多いものですから、ついそういうふうに思いが
ちなんです。車で移動する人が非常にふえてきている都市の場合、特にそ
うだと思っただけですね。

会 長： というように、大変難しい問題がありますね。

今はバス停留所上屋そのもののデザインの話でしたが、ここに掲出され
る広告についてはいかがでしょうか。

田口委員： いわゆる基準の緩和の部分のことでちょっとお伺いしたいんですけども。
大型になる、大型化されていくというバス停に対して、2面から3面以上と
あるんですけども、実際、この3面のポスターボードはどの位置につける
んでしょうか。どのようなお考えで増やしていくということなんでしょうか。

事務局： 今までどおり、ここで2面ですね。それから、今回の緩和の中で、道路に
対して並行面の部分です。この部分にもう1面ぐらいは、というような考え
方で。

田口委員： それが1つですね。それから、次のページに、大きくなってしまして、か
なり長さが、ありますね。この場合も同じですか。側面に2面ということで、
車道面に1面ということでしょうか。

事務局： 面数としては、一応まだ3面以上ということで、何面になるかはつきりはしてないんですが、一応4メートル×2メートルというのが標準形というふうに聞いています。それで大型化というのは、9.5メートル×2メートルのタイプということで聞いております。それでよろしいでしょうか。

それで、写真では、現行のほうのバス停が今現在このように、広告付きのものに変わったという写真なんです。

田口委員： そうしますと、大型になるバス停、ちょっと今ここでは写真がないようなんですけども、大型になった場合の3面以上というのは、あくまでも、側面に表裏1つ、それから車道側にとということでよろしいんですか。

維持管理課： はい、そうですね。

田口委員： 車道側に並ぶということはないわけですか。例えば車道側に何面か並べてくれというのがあるとは思いますが。

維持管理課： 車道側に3面というのは考えてないです。

田口委員： わかりました。

それで、1つ、まず車道面に向けてのポスターという場合に、その裏面ですね。バス停の中で待っている方たちの見ている面はどういう表示になるのかというのが1つちょっと疑問なんですけれども、どのようにお考えなのか。

維持管理課： まず大型の話ですけども、駅とか、そういうところは前乗り、後ろ降りとか、ターミナルもありますから、バス停はバスに向かって出口が前と後ろとありますので、今の案としては9.5メートル程度のものをつくって入り口を2つと考えています。当然、片面壁ができますから、壁の両側と、今度車道側じゃなくて内側を想定しております。

田口委員： 車道面に向けてではないんですか。内面。

維持管理課： 長くなりますし、時刻表が中に入りますから、その中でということで私どもは考えていますけれども、実際、都市景観デザイン室でどういう判断を下すか。いろいろ意見を聞いて考えたいと思っています。管理者とすれば、長くなるんで車道の外面よりも内側の方がやっぱり良いだろうと考えますが、広告事業主とすれば駅前だと車がいっぱい前を通りますので、あまり効果はないのかなというふうに考えるかと思えます。

田口委員： わかりました。

維持管理課： 壁の両側、要するに正面から見て右側です。両側と歩道面の内側です。

田口委員： 私は、実は2の倍数だと思っているものですから、3という奇数になりますと片面が広告を張らない部分ができるわけですね。つまり3ということになりますと。今側面というのは表裏で2という、ポスターを2枚張られているわけですね。それに対して3という数字が、奇数がちょっとわからなかったのが1つあるわけで、つまり、車道面にしろ、バスを待っていらっしゃる

内側にポスターを張るにしろ、その裏面はどうなるのかと、内面空白になるはずなんですね。そのことを伺いたかったんです。

維持管理課： 3面であればそういうことですが、今お願いしているのは3面以上ということで、内側と次に行くのであれば前側と車道側ということで一応考えているんですけども。3面というお話もあったんで、3面の場合どちらかという内側と。3面以上となると、次4面ですから、そうすると車道で2個ということになります。

田口委員： 大変にこれ大きな問題だと思いますのは、屋外広告物の場合、必ず景観の問題というのは指摘されるんですけども、ポスターを張らないというのもまた汚いことになるわけですよ。ですからその辺は、今後、その基準の緩和の中で、増えていく場合にどのようなポスターの見せ方をするかということとはとても重要ですし、場合によっては、片面だけで裏面は何もない場合にはそれをどう利用するかということも是非考えていただけたらというふうに思います。

以上です。

会 長： どうもありがとうございます。

事務局お願いします。

事務局： 今、管理者のほうは3面以上という表現をしておりますので、屋外広告物のほうでは、それを何面にしたらよいかということも、これからご意見を聞いて決めていきたいと思えます。

今、おっしゃられたように、偶数面であればきれいに処理ができるんであろうと思えますが、奇数面ですと空白のままでもいいのかとか、そういう問題もございまして、それは、十分検討させていただきたいと思えます。

会 長： どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

岩木委員： 私は、地元の看板組合から言いますと、これは本当に賛成するんですけども、ただ、個人的に、これがつきますと、道路は公共性のものですから、クライアントの選定というんですか、これを全面的にバス事業会社と民間の企業とでしますと、付近住民とか、付近の商店街などに対して、制限されている感じというんでしょうか。アンフェアな商業活動といいますか。ある程度オープンにして、こういうものは、つけますよと言ったほうがよりフェアな感じではないかと思うんですけども。これ公共性のものですから、そういう点も多少は考慮されたほうがいいなという気がするんですが、どうでしょうか。

会 長： 事務局いかがでしょうか。

事務局： 難しい面があるんですが、事業採算性とか、そういった面の中で、クライ

アントさんがなかなか出てきてないという状況、特定の業者さんになってしまふという傾向が設置された各都市にはあるみたいですよ。千葉市の場合も、じゃどこがどういうふうに協議しているかというのは、偏っているというか、今のところ1社が来ている状態ですので、それをどのように今後決めていくかというのは、今後の課題になると思います。地元住民に対して制限されていないかという話しもあるんですが、その場合は、クライアントさんがもっと増えてきた場合どのように対応していくかということもまた含めて検討したいと思います。

会 長： 車体広告の場合と違って、これは、固定、もうそこにずっとありますよね、ずっと2週間。やはりそのエリアの特性によっては必ずしも内容があわないようなことも出てくる可能性があるんで、やはりそれに対しては、事業者さん任せではなく、やっぱり市としても一定の意見が言え、反映できるように是非しておいていただきたいと思います。

村岡委員：「当面の動向」で、基準の緩和で3面以上というふうになりますと、以前どこかで見たことがあるんですが、天井のところをひらひらと小さいものがたくさん並んでいてちょっと鬱陶しいというような、何かそんなようなものも出てくる可能性とか、いろいろな可能性を見きわめながら、基準を緩和していったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

会 長： 事務局よろしいでしょうか。

事務局： はい、今のご意見のようなものは、できれば考えたくないところなんですけど、そういうものも厳密に審査していきたいと思います。

会 長： そうですね。どこにというところも含めて、緩和をきちんと考えていただきたいと思います。

松田委員： 老朽化による建てかえが必要というような背景ということはあるんですが、老朽化の基準というんですか、あるいはだれが判断しているのかとか。要するにこのバス停とか、安全面もそうですが、景観も、非常に老朽化というのはよくないと思うんですね。こういう老朽化が進んで建てかえになれば、こういった広告も含めて、美観もよくなるんじゃないかと思いますので、ぜひ整備していった方が良く思うんですが、その前提になる老朽化ということに関して何か基準みたいなものあるんでしょうか。

会 長： 事務局、お願いします。

維持管理課： はい。確かに、建てかえ時期が来ているという表現がされておるんですが、特に定めた基準というのはございません。事業主の方、バス事業者の方等、市も設置しておるんですが、危険だという判断で更新されていて、それじゃどこまでが危険なんだ、どこまでが老朽化なんだというのは確認したんですが持ってないということでございます。

松田委員： ああそうですか。そうしますと、もう事業主の判断次第というようなことで、例えば何か上が落ちて事故があったとか、そういうときも、その責任関係というのは民間が負う、バス会社が負うという形になるのでしょうか。

会 長： 事務局いかがでしょうか。

維持管理課： 今、市でバス停留所上屋を設置したものについては、バス事業者の方に管理をお願いしています。ただ、そういう老朽化を見過ごして事故が起こったということになれば、当然、私ども市の責任は十分あると思っております。

松田委員： 基準が現状ないようですと、基準化だとか、行政指導とか、いろいろまたこれ成立させるの難しいことだと思うんですが、私も、製鉄所の責任者をやっています、製鉄所内の、まず危険物とか、その辺は全部法令で維持、老朽化の基準等全部決まっています。それから、それ以外のものも、これは我々自主的に、主に安全面で管理しているんですが、全部腐食の状態をチェックして、基準を決めて、例えば配管とか、フロアとか、それが何ミリ減少したら取りかえると、そういう基準をつくってます。何かそういったものをつくらないと、我々も民間なんで経験あるんですが、例えば景気が悪くなって非常に収益が悪くなると、そういうものにお金が使えなくなって、いろいろな事故か起きたりとか、それから我々の中の工場も美観とか、きれいにしていこうという活動をしている中で、やっぱり非常に見た目汚いとか危ないとかいうのは、景観もそうですし、人の気持ちもだんだんすさんで来るとか、何かそんな感じもありますので、ぜひ、老朽化更新というんですか、要するにそれが何か町をきれいにする基本じゃないかという気がしますので、何らかの目安みたいなものをつくっていただくと、逆に民間の方もそういうものがあればやりますし、やりやすくなるんじゃないかなと思いますので、参考にしていただきたいと思います。

事務局： ありがとうございます。

会 長： ぜひ参考にしていただければと思います。よろしく申し上げます。

家永委員： 昨年、名古屋に私行きて、バスで移動したんですけども、名古屋がこのタイプ、ほとんど同じではないかと思うんですけども、そのときに感じたのは、表示が非常に見にくかったんです。バス停の文字が小さいんですよ。遠くですと、私、近眼のせいもあるんですけども読めないんです。近づいたときには、高さが2メートルですので、もう目の視界に入っていないんです。バス停どこですかと聞き回って、結局ここですよというバスの停留所の名前と行き先とを確認するのにかなりちょっと手間暇かかって、通り過ぎちゃったりした記憶があるんですけども、それとほとんど同じ規格だと思うんですけども。となるとやっぱりわかりやすさの方を優先させていただけると助かるなとは思っています。

というのは、今までの古いタイプのバス停ですと、目の高さに縦にかなり大きくバス停の表示がありましたね。どこそこの何行きということであったんですけども、これですとかなり高い位置になるのでちょっと見にくいということと、それをちょっと考えていただきたいなということと、それからもう一つ、3面になるか4面になるかという広告なんですけれども、4面になると道路面に広告をつけるのは、逆に車を運転している人にとってわき見運転の可能性を誘発するのではないのかなという、そういう怖さがありますので、何か貼ってもいい場所は逆に乳白色などのボードを張って、その上にだったら貼ってもいいよというような形に限定しておかないと、ちょっと大変かなという気がします。

それと、名古屋の駅を見ていて感じたことなんですけれども、そこに許可を得てないチラシですとか、ポスターとかがセロテープなどで貼られてしまっているケースでありましたので、そういうものをどうやって規制していくのかということも考えておく必要があるのかなと思います。バス停の表示はできればもっと低い目の高さの位置のどこかに、広告の一部を削ってでもつけていただけると助かるなという気がします。そういうことをちょっとお願いいたします。

会長： どうもありがとうございます。

1点目は、近田委員のご発言とも関連しますが、ユーザーにとって、利用者にとってわかりやすい、使いやすいものにしてほしいということです。今後、ぜひたくさんの方々意見を伺いながら決めていってください。

あと、車道側に広告物の掲出をするのは交通安全上からは問題なんじゃないかというご指摘もございましたので、緩和のときに表示個数を考える際の参考にしていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。実験的に設置されて、今のところすっきりして美しくなったということと、市民の皆さんからも比較的好意的に受けとめられているようですが、今後、大型化していったり、さらにたくさん停留所がこういった形になっていくときに、配慮すべき点も幾つかあるようです。

家永委員： 同じく利用者としてみたときに、バスの時刻を見たいとき、実際にこれは、照明は天井にないですね。左側の広告のところの内側から発光しているわけですね。そうすると、夕方以降に見ようとしたときに、照明に近いところに時刻表が欲しいんですよ。それで、もっと長い上屋になった場合に時刻表の位置がどこに来るのかということも含めて、広告が照明の近くになるよりも、逆にあるべきだろうというふうに思いますのと、それから、現状でも時刻表が一番右端にあるのは、実はすごく不便で、もっと左側の発光する面に

近いほうに時刻表が欲しいんです。そういう利用する側の使い勝手をもう少し考えた上で、広告のことはその次かなというふうに思います。

会 長： 時刻表の見やすさというご意見です。よろしくお願いします。

ほかによろしいでしょうか。

鈴木委員さんお願いします。

鈴木委員： ちょっと法律の仕組みがよくわからないので教えていただきたいのですが、上屋については道路占用許可で行くということですね。で、そうすると、そこに添加される広告も道路占用許可の範囲内じゃないかなと思ったりもするんですが、ここは屋外広告物条例が関わってくるという、そういうお話しのように、広告物の場合は、これは一般的に言えば、公共空間に広告物を掲出する場合の規制のあり方を示した法律に基づいて条例が定められているわけですね。こういう道路占用物件というのは、今までは、少なくとも予定はされてなかったものじゃないかと思うんですが、その点の整理をどうなさったかということ。あくまで、これは道路占用物件の範囲内の話しなのか、それともそこからまた出た話しなのかということがいまひとつよくわからない。

それともう一つは、指導要綱とか規則を定めているようですが、パブコメはやったのかどうかということですね。その辺をお聞きしたいと思います。

会 長： 事務局、お願いします。

事務局： 今おっしゃられたとおり、上屋については、道路占用という形ですね。それで、その中の広告物についてということで、設置をしたものの中で、今度は広告について、屋外広告物条例に基づいてということで区分しております。

それから、もう1点として、パブコメはということだったんですが、それについては実施しておりません。

鈴木委員： 道路占用というのは、占用の条件をいろいろ決めれば、例えば色彩とか、デザインとか、そういうものを決めることができると思うんですが、屋外広告物で行くとなかなか規制が難しいという感じがするわけなんです、その辺は何かびったりあっている感じですか。ちょっとよくわからないんですが。

事務局： 道路占用では、上屋と上屋に添加する広告物の大きさとか、設置する物件の基準のほうは定められていまして、広告の色とか、デザインとか、そういった面については、逆に屋外広告物の方で、規制ではないんですが指導しているという状況です。

会 長： よろしいでしょうか、鈴木委員さん。

維持管理課： 占用に関しての話しですが、国の通達の中では色彩等の一応注意がある

んですけれども、その中では、これ広告物の色彩は信号機とか道路標識に類似し、これらの効用を妨げるようなものであってはならないということがは通知の中ではあります。

会 長： よろしいでしょうか。

鈴木委員： まだあまりすっきりしませんけれども、いずれにしても、私の理解では、道路は行政財産ですので、行政財産の使い方というのは、比較的行政の裁量が本来は広いはずですよ。ですから、そういう意味では、道路占用許可というのは、行政側としていろいろ決めることができるんじゃないかという気はしておりますが、屋外広告物はあくまで自由を前提にしていますから、自由を前提として規制をしているという、そういう法律の違いが相当あるのに一体化しているので、その辺のところは、今後また教えていただきたいと思いますが。

もう一つ、パブコメは、これはやっぱり規則とか要綱を決めるときには、国もやっていますし、それから行政手続条例でもそれが含まれているので、別にパブコメに違反しているということは法的効果として何かあるわけじゃありませんが、少なくとも、手続条例とか市民参加条例に明確に反するということになるので、今後は、実施しなければいけないものと思います。

会 長： よろしいでしょうか、事務局の、限られた時間の中で急がれたのはわかりますが。

事務局： 次の報告事項のほうで、今、委員のおっしゃった公共空間のというものを、まさに、その辺のことも含めてまたご報告させていただきたいと思います。

会 長： やはり、市民の声を十分に反映するという手続は、本当にやむを得ないとき以外は省かないようにしたいですね。よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、公共空間の有効活用という話題が、また次の報告事項2にもあるようですので、今日、このバス停留所の広告物に関していただいたご意見を十分事務局のほうで反映して、今後の検討を進めていただきたいと思います。

それでは、報告事項2について、事務局から続いて説明をお願いします。

事務局： それでは、報告事項2についてご説明させていただきます。またお手元の資料2と、それからスクリーンをご覧ください。

まず、先ほどご質問の中にもあったんですが、公共空間という形の中で、平成20年3月25日付で、国土交通省から通知された内容についてご紹介させていただきます。

この措置基準は、それぞれの地域で模索しながら行ってきた道路という公共空間を利用してのまちの活性化のためのイベントや取り組みを国が基準化

し、整理したものです。

また、広告を利用して、その取り組みの費用の一部を充当することに有効性と要望が高まってきたことに対する新たな基準を明確化することにあります。

地域活動等に要する費用のすべてを広告料で賄うことは趣旨としていません。やみくもに許可してよいということでも、道路を利用することを推奨するものではなく、道路交通の安全確保や道路環境や景観への配慮・まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整等、地域の関係機関における十分な協議検討がなされた後、道路管理者が地域の実情に応じて、弾力的な取り扱いを行うことを可能としたものでございます。

国は道路占用について門戸を広げた形にはなりますが、それにどう対応するかは各都市の判断となります。

こちらは、国土交通省のホームページに掲載されているイメージ図を参考として添付させていただきました。

地方公共団体、公共交通事業者、NPO、商店街、自治体等が活動主体となりまして、ただし、このフローが可能となるのは、当該地域の活動主体において統一的な取り扱いを行うことという合意形成がされることが前提にあります。

次に、ここでは、広告物の事例についての概要が紹介されています。

街灯やベンチ、花壇等いずれも道路を利用する方の利便性が向上する工作物や物件に添加される広告物が対象になると思われれます。

3枚目は、地域活性化のために実施されるイベントに伴う広告物の例が紹介されています。

対象イベントは、工作物やイベント開催の告知や案内板を、協賛者名等を表示、または表示する看板等を添加するような形態が考えられるということでございます。

千葉市内での動向につきましては、過去において、千葉市で行った事例について紹介させていただきます。

左は、平成12年から毎年開催しております都市景観市民フェスタの様子でございます。道路上にパラソルを配置してにぎわいを演出しております。こういったパラソルなども利用して広告収入を得ることが可能ということでございます。

右側の写真は、前回の千葉市屋外広告物審議会の中でご紹介したものから抜粋した1枚でございます。こちらは道路占用物の修景に関する試みということで、平成16年の都市景観市民フェスタにおいて、社会実験を実施した状況です。無電柱化に伴い、電柱の代替えとして地上機器が歩道上に設置され

るようになりまして。目立たない位置に配置するなど工夫はしてきているようですが、中には落書きの被害に遭うものもございます。それを案内板や広告を掲出するものとして活用する試みをしたものでございます。

スライドで右側のこの赤い部分が案内標識になってございます。それから左側の白い部分、これが広告になっております。

2は、先ほどの報告事項、バス停留所添加広告の取扱いでも触れておりますが、国の基準が一部緩和していることに伴い、千葉市での基準の検討・見直しについて、今後検討していきたいと考えております。

3は、実際に、問い合わせ・相談が来ている事例になります。

今後、それらを想定して、ルールを整備していかなければならない状況にありますので、概略を申し上げます。

右側の、こちら側のちょっと十字のマークがあると思うんですが、こちらが市民部で所管しております広域避難場所のような公共の標識に、広告を追加して掲出できないかといった相談がございまして。

民間事業者などによる広告収入を維持管理しようという手法でございまして。

実際に、他の事例としましては、消火栓を利用したものというのもございます。

それから、補足としまして、道路以外の相談事例としましては、公用車、ゴミ収集車の側面のペイントですとか、それから清掃工場の煙突に広告を掲載したい。モノレールの支柱を利用したい、そういった相談は見えておりますが、実現はしておりません。

千葉市では、広告掲載につきまして、財政課による千葉市広告掲載基準、千葉市広告掲載要綱がございまして。いわゆる公共で所管する施設等に対して掲出する場合を想定しての基準なり要綱でございまして。

要綱において、広告を掲載するには広告媒体を主管する局で、あらかじめ種類、広告の規格、位置、掲載期間、料金、募集選定方法等について定める必要があると定めております。

屋外広告物条例を所管する都市計画課都市景観デザイン室の室長には、広告の審査をするときに、その意見を聞くことができる規定もありますが、今のところ、市の施設に対して、各所管に判断をゆだねるという状況であります。

しかし、道路は、道路という公共空間に適応した基準をつくる必要があると感じております。

こちらの例は、道路管理者側で、基準が緩和され、占用の許可物件として取り扱うことができるという大前提にあります。屋外広告物としては、社会実験などと位置づけ、モニター制度を利用して、市民の意見を聞きながら、

市の施設などを利用した広告の掲出について一定のルールづくりを検討して
いってはどうかと考えております。

このような案件が次々と増えていく可能性がありますことから、委員の皆
さんにもご協力をお願いしたいと考えております。

以上で、報告事項2について説明を終わらせていただきます。

会 長： どうもありがとうございます。

地域における公共的な取り組みに要する費用への充当を目的とする広告物
の道路占用の取扱いについて、道路を初めとする公共空間への広告物の掲載
基準を緩和して、そこから入ってくる掲載料を道路等の維持管理費に充てよ
うという、多分そういう意味の文章だと思います。

委員の皆さんいかがでしょうか。ご質問、ご意見ございましたらお願い
いたします。

田口委員さんお願いします。

田口委員： 以前から注目していたことが、こういう形で、道路占用許可ということ出
てきたんですけれども、今、この事例がいろいろ出ておりますけれども、や
はり大変注意して、何にどう広告を載せていいかということを考えていきま
せんと大変なことになるだろうと、特に最後のページの3の公共の路上案内
板というようなところは、こういったものにまで広告が載せられる、そうい
う趣旨だったのかなと、ちょっと国交省の趣旨は違うような気がいたします。
基本的には、最初のほうに戻りますと、やはり商店街などの活性化のための
費用を捻出ということと、それから、やっぱり短期的なイベントというのが
大前提だと思うんです。後ろのほうになりますと、電柱広告と同じで長期的
なものになりがちなんですけれども、この避難、誘導のものとか、案内板と
か、本質的に、こういったものへの掲出となると長期的なものになりがちで
すよね。こういったものではないような気がしております。ほかの実験的な
事例などにも関わらせていただいたんですけれども、やはり全部イベントな
んですね、商店街の。この項目の中の3ページ目にあります、いわゆるバナ
ーですね。もう既に大分活用されているメディアなんですけれども、バナー
とか、それからベンチ、いわゆるストリートファニチャーへの広告添付とい
うことにはなっているようなんですけれども、このベンチの広告などとい
うものを余り私は美しいものとは思えないんで、やはり今、このバナーとか、
それからもう一つ、公共広告、3番の、これ多分公共の路上案内板というの
は、いわゆる道案内ですよね。道路上の公共サイン、そういったものへの広
告の添付、それも、路上案内板、公共サインの板面ではなくて、ヨーロッパ
などの事例にありますように、公共サインを3面立方体にして、3面つくっ
て、例えば1面は公共サイン、1面は広告とか、そういった、ある意味では

メディアの開発というのもしなければならぬだろうという気がいたします。いずれにせよ、この取り組みは、大変積極的な面もあるんですけども、半面では大変危険なものが出てくる可能性があるので、取り組みは注意すべきだろうということを思います。

それから、ちょっと長くなって申しわけありません。もう1点が、こういうものを取り組むということで動いてきました。当然、今、既に商店街というのは、大変に屋外広告が多くてうるさいと。国交省が景観法をつくるときに、我々大分つらい思いをさせられたんですけども、景観の悪い例のトップに出てくるのが電柱と屋外広告だったんです。大変真摯に受けとめましたけれども、要は既に大変景観上、まちがうるさくなっているということで、こういったイベントを取り入れていこうという商店街の方たちの取り組みは、同時に、その背景にある建物と、その建物に添付されている看板類、これを、いわゆる今回取り組むべきイベントの広告の背景のものとして、地となるものとして整備していく必要があるだろうと。実はそういったことは今ある地区ではかなり具体的に取り組んでいるんですけども、これはぜひ並行して動くべきだろうと。そうしませんと、ただただ広告が多くなる。従来、先ほど申し上げましたように、景観の悪者だった広告物がさらに増えていくというのは、どうも合点がいかないという面があるわけですね。ですから、これをいい形で道路占用の許可が出たことを利用するのであれば、地となる部分の整備というのが同時に進行しなければならない、これは絶対条件だろうと思います。それぞれ別々に動かしていったのでは話しにならないだろうという気がいたします。

会 長： どうもありがとうございます。

ご意見ということで、特に事務局のお答えはいいですね。

田口委員： はい。

会 長： ということで、事務局、ぜひ参考にしてください。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

千葉委員さんお願いします。

千葉委員： この手の条例で、日本で一番進んでいる県というのはどこかあるんしょうかね。そういった進んでいる県があるのであれば、その中で反省点とか、教訓もあるんじゃないかというふうに考えますが、いかがなんでしょうか。

会 長： 事務局の方で、どうですか。

事務局： 広域避難の案内板ですと、実際にもうやられているところがあるんですが、町田市とか、君津市とか。ただ、この考え方が、広域避難場所のデザインを統一しようとか、そういったものの中で、全国统一していこうという趣旨があるものですから、事例としてはそぐわないかと思いましたが。千葉市はま

だこの状態になっておりません。そのときに費用を捻出するために協賛者を募ったという事例、これは、東京都が一番先に設置した事例としてあります。事務局では、今、公共の案内標識等の下に広告をつけるというような具体的に考えているものが何もないものですから、こういう事例を調べてご案内というか、ここに挙げさせていただきました。

田口委員： 千葉市で言えば、千葉駅から中央公園までのプロムナード、そこのいい例になるかと思うんですけども、千代田区で大丸有（＝だいまるゆう）という地区の取り組みが今進んでおります。まず背景、私の先程、申し上げたように、地のところの整備を先に済ませてしまおうと。できましたら、その整備を済んだところで、かなり大がかりな企業の広告をイベントとして、一月なら一月というイベントとしてかなり大がかりにやろうということを進めております。ほかにもそういう地区はあると思うんですけども、近いところでは今取り組んでいる例として1つあります。

それから、もう一つが、麻布のほうで、バナーの活用ということを今考えていまして、麻布ですと、港区ですか。そこでも今取り組みが行われていて、かなり取り組む際には、例えば広告物の審査というもの、そういういわば仕組みも全部整備していこうというふうなことで行政の方たちと民間の方たち——商店街ですね。の方たちと一緒に、いろいろと、実験的なことが始まっております。

会 長： どうもありがとうございます。

意欲的な取り組みをしているところを十分に参考にしていただいて、そこでうまくいっているところは取り入れながら、反省点はそれを繰り返さないようにということなんでしょうかね。

ともかく、お金が入ってくればいいということではなくて、それで何をするかというやっぱり目的意識をきちんと持ってやったほうがよさそうですね。少なくとも、公共は。民間に対して行政は質のいい屋外広告をつくってほしいというお願いをして協力を要請しているわけですから、その公共が、恥ずかしいことはやらないほうがいいんじゃないかなという気がします。ただ、まちを元気にしていく、演出していく上で有効なことであれば、十分に取り入れていく必要があるというふうに思いますので、いろいろな事例をぜひ十分に調べていただきたいと思います。

近田委員： 田口先生のおっしゃったのは、地となるまちの広告を、逆にいうともっと減らすというか、極端に言うとも無くして、うるさいものはなるべく減らしてということですね。

田口委員： はい、そういうことです。

近田委員： それで、イベント時だけは、大々的にやってはどうかという、そういうこ

とですね。

田口委員： はい、そういうことですね。それでイベントの広告主ですよ。先ほどのバス停もそうですけれども、こういった形で規制緩和されて、広告が出しやすくなっている社会環境があるんですけれども、一方で、広告主に魅力のあるメディアなのかという問題があるわけですね。どんなにそういう整備をしても、整備と言いますか、そういう規制緩和をしましても、広告主に魅力がなければ、そこに広告が出てこない、そういうことですよ。これまでの看板は自家広告ですから。その場にいる方たちが看板を出されるんですけれども、今回の取り組みは、バス停もそうなんですけれども、企業が全国展開で広告をするというのが前提になっていますので、今回の大丸有でも、去年1回実験したんですけれども、やはり周りがうるさいと、それと広告主の側は効果はないではないかということで異論が出る。異論と言いますか文句が出てくるわけです。ですから、まず周りを整理しよう。それは色彩整備であったり、広告物の場合は設置の規制を厳しくしたり、そういうことをしながら、看板をなくすわけにいかないの、小さくするとか、高さをそろえるとか、そういうようなこと。色彩の整備をしながら、イベントとしての広告主の広告が浮かび上がるようにということなんですけれども。それを並行してやらなければ、ある意味ではだれのメリットにもならないということになりますので、さっき申し上げたのは、まさしくそういうことだったんですね。

会 長： よろしいですか、近田委員さん。

自家用広告をむしろ優先したほうがいいような多分エリアもあるし、そういう割と大きなイベント的なやり方で広告物を出すのは適した地区もあるということで、その地区に適したことをやっていく、そのために逆に言えば、どういうサポートができるのかという視点が市には必要なのかなという気がしますね。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、政策として筋を通しながら、まち全体がより魅力のある、活力のあるものになっていくように、その一助になるようにぜひご検討をいただきたいと思います。

それでは、これで報告事項の2まで行きました。3のその他ということで、事務局のほうで何か。

事務局： 1つ、事務局のほうからお願いという形でお伝えしたいことがあります。

私も都市計画課の景観デザイン室では、屋外広告物に関する業務と地域の特性を生かした良好な景観形成の推進に関する業務を担当しております。重要事項を調査審議する附属機関としましても、屋外広告物行政には屋外広告物審議会、今現在行われているこの審議会ですね。それから、先日行った

んですが、景観行政については都市景観審議会がございます。前回第10回の審議会の場においても、今後、総合的な議論が求められて来ることから、時期は定かではございませんが、両審議会の統合を必要と考えているところであるという旨のお話しをさせていただいております。その後、私どもでは、景観法に基づく景観計画策定作業に着手しており、検討を進めてきたところでございます。景観審議会のほうには平成22年度ぐらいにはというようなお話しはしてあるんですが、その中で、屋外広告物は、景観の重要な構成要素であるとともに、経済活動や日常の市民活動に欠くことのできないものであることから、単に景観阻害要因として排除するべきものではなく、良質な地域の景観に調和した屋外広告物の表示・掲出を通じて、地域の良好な景観の形成に寄与することも重要な役割であると認識されてきております。

今後の景観計画や屋外広告物の規制のあり方を総合的な視点から審議いただくために、2つの審議会を統合に向けて検討をしていきたいと考えております。詳細を検討いたしまして、改めてご説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会 長： どうも、事務局のほうから、本審議会と都市景観審議会との統合を検討しているというお話しがありましたが、この件について、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

景観法ができて、総合的な景観行政、屋外広告物行政が可能になってきたということもあるので、審議会を1つにしてより総合的に議論し、まちの景観をよくしていく屋外広告物がもっとふえていくように、そういう検討ができればいいかなというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか、委員の皆さん。また具体的なことは改めてお諮りいただけたらと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

会 長： それでは、これで用意されている報告事項はすべて終わりました。

これをもちまして、本日の屋外広告物審議会を終了いたします。貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。

では司会をお返しいたします。

事 務 局： 北原会長、委員の皆様、ありがとうございました。

最後でございますが、途中から都市計画課長が来ておりますので、ご紹介をさせていただきます。

事 務 局： 都市計画課長の増田でございます。途中からですけれども、貴重なご意見を拝聴させていただきました。

パブリックコメントをすべきではなかったかというのは、非常に耳の痛い

ことをごさいますて、今後、このようなことがないように留意してまいりたいと存じております。

それから、バスの停留所の上屋等については、まだ、どちらかというモデル的な部分もありますので、今後、いただいた意見等を参考に、改良できるところ、報告を出すというか、バスの事業者とも、こういう意見があったけれどもというようなことで、そういったものを持ち寄るような形で、何か方法を協議してまいりたいなというふうに考えております。

それぞれの協力をいただいておりますということで、一朝一夕にはいかないかと思っておりますけれども、頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

事務局： それでは、これをもちまして第11回千葉市屋外広告物審議会を閉会させていただきます。お疲れさまでした。

－ 以上 －

上記会議録は、事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

会議録署名人

問い合わせ先 都市局都市部都市計画課
043-245-5307